

那覇市議会委員会条例の一部を改正する条例制定について

那覇市議会委員会条例の一部を改正する条例を別紙のように制定する。

令和 5 年（2023 年） 7 月 5 日提出

議会運営委員会委員長

栗 國 彰

（提案理由）

那覇市議会において、新型コロナウイルス感染症その他重大な感染症のまん延や災害等の発生により、開催場所への参集が困難であることを委員長が認めた場合に、オンライン開催を可能とするため、この案を提出する。

那覇市議会委員会条例の一部を改正する条例

那覇市議会委員会条例(昭和47年那覇市条例第83号)の一部を次のように改正する。

改正前	改正後
	<u>(委員会の開会方法の特例)</u> <u>第15条の2 委員長は、新型コロナウイルス感染症その他重大な感染症のまん延又は災害等の発生等により委員が委員会の開会場所に参集することが困難と認めるときは、映像と音声の送受信により相手の状態を相互に認識しながら通話を行うことができる方法(以下「オンラインによる方法」という。)で委員会を開くことができる。ただし、第20条第1項の秘密会は、この限りでない。</u> <u>2 前項の規定により開く委員会において、オンラインによる方法で出席を希望する委員は、あらかじめ委員長に届け出なければならない。</u> <u>3 前項の規定による届出をして、委員会に出席した委員は、委員会に出席したものとみなして、この条例の規定を適用する。</u> <u>4 オンラインによる方法での委員会の開会方法その他必要な事項は、議長が別に定める。</u>
(定足数) 第16条 委員会は、委員の定数の半数以上の委員が出席しなければ会議を開くことができない。ただし、<u>第18条</u>の規定による除斥のため半数に達しないときは、この限りでない。 (委員長及び委員の除斥) 第18条 [略]	(定足数) 第16条 委員会は、委員の定数の半数以上の委員が出席しなければ会議を開くことができない。ただし、<u>第18条第1項</u>の規定による除斥のため半数に達しないときは、この限りでない。 (委員長及び委員の除斥) 第18条 [略] <u>2 前項の委員長又は委員が、第15条の2第2項の規定による届出をして、委員会に出席しているときは、当該委員長又は委員は、前項ただし書の規定による発言をオンラインによる方法で行うことができ</u>

(出席説明の要求) 第21条 [略] (公述人の決定) 第25条 [略] 2 [略] (代理人又は文書による意見の陳述) 第28条 [略] (参考人) 第29条 [略] 2 [略] 3 参考人については、<u>第26条、第27条及び第28条</u>の規定を準用する。	<u>る。</u> (出席説明の要求) 第21条 [略] 2 <u>前項の規定により出席を求められた者は、オンラインによる方法で出席するときは、議長を経て、委員会にその旨を申し出なければならない。</u> (公述人の決定) 第25条 [略] 2 [略] 3 <u>公述人は、オンラインによる方法で公聴会に出席することができる。</u> (代理人又は文書による意見の陳述) 第28条 [略] 2 <u>前項ただし書の規定は、オンラインによる方法で出席する公述人には適用しない。</u> (参考人) 第29条 [略] 2 [略] 3 <u>参考人は、オンラインによる方法で委員会に出席することができる。</u> 4 参考人については、<u>前3条</u>の規定を準用する。
備考 1 改正後の欄中下線が引かれた部分(以下「改正後部分」という。)に対応する改正前の欄中下線が引かれた部分(以下「改正部分」という。)がない場合には、当該改正後部分を加える。 2 改正部分に対応する改正後部分がある場合には、当該改正部分を当該改正後部分に改める。	

付 則

この条例は、公布の日から施行する。